

米豪サイクリスト誘客促進強化事業委託業務仕様書

1 事業目的

本県が、本格的なインバウンド再開に伴い激化する地域間誘客競争を勝ち抜くためには、各種対策を講じていくことが急務となる中、コロナ禍によるライフスタイルの変化や脱炭素化への要請の下、自転車活用の有効性は、環境・健康・まちづくりといった様々な分野で益々注目を浴びており、コロナ禍を経て、インバウンドを中心とした誘客に欠かせないツールとして、実需の創出や地域経済の活性化に係る強力な切り札となっている。

本県では、「サイクリストの聖地」しまなみ海道エリアが誇るランドマーク「来島海峡大橋」を切り口に、令和4年度から、豪州及び米国においてサイクリングを核とした継続的な相互交流に向け、両国関係機関との協議・調整等に取り組み、令和6年度に、豪州・シドニー市のサイクリング団体及び米国・ニューヨーク市のサイクリング団体と覚書締結に結び付けたところ。

今後、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を発信し、更なる誘客促進につなげるため、豪州から本県へのサイクリングを中心とした旅行会社やメディア等のファムツアーを実施するとともに、米国向け情報発信を実施するほか、サイクリング観光コンテンツの製作を実施する。

2 事業期間

契約の日から令和8年3月末まで

3 委託業務

(1) 業務詳細

下記①・②・③について取り組むこと。

なお、下記の取組みを効果的に組み合わせることで、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

① 豪州コアサイクリスト向け「ファムツアー」の実施および米国向けプロモーション

豪州のサイクリング人気を受け、日常的にサイクリングを楽しみ、イベントへの参加にも積極的な現地「コアサイクリスト（④参照）」に対する情報発信及び誘客を行うため、現地サイクリングメディア・旅行会社・インフルエンサーを対象に、愛媛県内で滞在・周遊する旅行商品を造成し、参加者にその魅力を訴求する。

ファムツアーへの招聘にあたっては、豪州現地で、サイクリング専門の旅行会社やサイクリングメディアを対象にサイクリング旅行ガイドセミナーを実施し、広く愛媛県のサイクリング旅行をPRし、旅行商品の造成意欲が高い旅行会社や発信力の高いメディア等を選定の上、招聘する。

ファムツアーでは、愛媛県のサイクリングコースを走行するツアーを体験する

とともに、県内の宿泊事業者・ランドオペレーター等と情報交換会を実施し、参加者にその魅力を訴求することでSNS等のメディアを通じた旅ナカ・アトでの情報発信や拡散及び豪州現地での旅行商品販売を図り、サイクリング旅行のゲートウェイとして「愛媛発着」を強く印象付けるとともに、インバウンド誘客の促進につなげる。

【実施概要】

■豪州現地プロモーション活動

- ・現地にて、サイクリング専門の旅行会社やサイクリングメディア向けにファミツアーのガイダンスセミナーを実施することにより、愛媛県のサイクリングの魅力に訴求し、ファミツアーのプロモーションおよび参加者の選定を行い、認知度向上と誘客促進につなげる。

○開催時期：令和7年7月

○場 所：豪州（オンラインを含む）

○対 象：豪州現地のサイクリング旅行会社・サイクリングメディア

15社程度

■ファミツアー

○催行時期：令和7年11月

○参加者：豪州現地のサイクリング旅行会社（4社・4名程度）

豪州現地のサイクリングメディア（インフルエンサーを含む）（2社・2名程度）

6社・6名程度

※旅行会社は旅行商品造成、メディアは記事配信、インフルエンサーは複数回のSNS投稿等を条件として招聘する。

○想定プラン：

「愛媛県内」に6泊程度以上滞在するプランで、しまなみ海道や石鎚山岳輪道等、愛媛マルゴト自転車道に含まれる県内サイクリングコースでのサイクリングを中心に、アウトドアコンテンツや豪州旅行者に好まれるような文化体験を組み合わせたプランとすること。（プラン数は制限なし）

なお、プランはサイクリングを切り口としたコンセプトであることが必要不可欠であるほか、その他コンテンツについては、どのような観点で選択しているかなど、ストーリー性を持たせた内容とすること。

また、ツアー参加者による旅行商品造成やメディア配信等を効果的に実施するため、ツアー行程中に県内事業者（サイクリングガイドツアーを実施する事業者、インバウンド向けの宿泊事業者、ランドオペレーター、アクティビティや文化体験を実施している事業者等）と情報交換会もしくは訪問施設等から情報提供する機会を設けること。

○経費負担：

参加者の招聘に係る費用は、委託費から支払うものとする。

○参加人数：豪州現地から6名程度以上のツアーとすること

○集客：

豪州現地メディアやエージェント等を利用し、集客を図ること。

なお、集客による効果なども分析をして報告すること。

○ファムツアーの検証および支援の実施：

ファムツアー内容を集客面や、催行面など様々な視点から検証し、今後の展開案を委託者へ提案すること。

また、ファムツアー実施後、参加者が旅行商品の造成やSNS等のメディアによる情報発信を実施するために必要とする情報（愛媛県内の宿泊施設、サイクリングコース、車両の手配、ガイド等に関する詳細など）を必要に応じて提供し、参加者による旅行商品の造成や情報発信を支援すること。

○ツアー参加者の安全確保：

- ・訪問先との事前打合せや、現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・サイクリング時は原則英語対応可能なサイクリングガイドを同行させ、参加者が安全で快適に走行できる環境を整えること。
- ・受託者は、参加者を旅行保険に加入させること。
- ・飲食物等の衛生管理を徹底するほか、参加者自身のアレルギーに関しても事前確認を行い、適切に対応すること。

■米国向けプロモーション

○ファムツアー終了後、検証結果を参考にしながら、米国コアサイクリストを対象に、米国に訴求する県内サイクリングコースやサイクリング関連情報に関し、米国向けにWEB広告やサイクリング専門雑誌等を活用したプロモーションを実施し、認知度向上と誘客促進につなげる。

- ・米国コアサイクリストの訪日サイクリング旅行の趣向・トレンド等を踏まえてプロモーションの方法を提案すること。
- ・広告クリエイティブについては、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを制作すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安を示したうえで、委託者との協議を踏まえ、決定すること。
- ・ターゲットを踏まえて効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- ・広告配信の時期及び期間については社会情勢や旅行市場の動向を踏まえて提案すること。
- ・随時レポートで広告の成果目標の進捗を委託者・受託者で確認し、必要に応じてクリエイティブ・媒体・ターゲット設定を随時見直すこと。
- ・配信後、クリック数、閲覧回数、閲覧者の属性（年齢・地域・特性など）に係るレポートを適時提出すること。

② サイクリング観光コンテンツの製作および情報発信

インバウンド向け現地旅行会社がサイクリングツアーを企画・商品造成のために必要とする情報（サイクリングコース、ガイド、宿泊、レンタサイクル、文化体験、移動手段・ルートなど）を集約した観光資材（日・英）を製作の上、情報発信を行う。

また、県内を周遊する豪州コアサイクリスト向けのファミツアーに同行し、参加者や県内事業者からヒアリング等を行い、ブラッシュアップの上、旅行商品モデルを提案する。

【実施概要】

○サイクリング観光コンテンツ（日・英）の製作および情報発信の実施

- ・欧米豪の内、メインターゲットは米豪現地のサイクリング旅行会社とする。
- ・掲載コンテンツには、サイクリングコース、ガイド、宿泊、レンタサイクル、観光施設、言語対応、文化体験、自転車運搬用車両の手配、移動手段・ルート等、サイクリングツアーの企画・実施に必要な情報を含み、現地サイクリング旅行会社向けの営業資料として使用可能なものとする。
- ・観光資材は、詳細版のほか、配布可能な大きさで、簡易版も製作すること。
- ・企画立案、構成、デザイン、原稿作成、イラスト、写真撮影、レイアウト、編集など観光資材製作に必要なすべての作業を実施すること。
- ・愛媛県へのアクセスガイドやサイクリングコースの地図、デザインに必要なイラスト等を製作すること。
- ・観光資材には、ファミツアー参加者等サイクリングツアーを企画する現地旅行会社等が使用可能な県内サイクリングコースの魅力に訴求した素材（写真等）を掲載し、要望があった場合には提供できるようにすること。
- ・観光資材の製作において撮影した素材（写真、動画等）を電子媒体（DVD-R等）で納品すること。原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・観光資材の形式は問わないが、紙媒体（全ページカラー印刷 100部（詳細版50部、簡易版50部））およびデータ（例 パワーポイント形式）を製作し、指定するホームページ上で閲覧可能なものとする。
- ・観光資材は日本語および英語で製作し、サイズおよびページ数は提案すること。
- ・製作した観光資材を活用して、米豪現地の旅行会社および米豪コアサイクリスト向けにメディア・SNS等を使用した情報発信を実施すること。

○旅行商品モデルの提案

- ・県内の中級以上のレベルのサイクリングコースを周遊する米豪コアサイクリ

スト向けの旅行商品モデルを3つ以上提案すること。

- ・各旅行商品モデルには、サイクリングレベルおよび旅行のテーマ、サイクリングコースを設定し、サイクリングのほか、文化・アクティビティ体験を取り入れること。
- ・愛媛県発着とし、宿泊数および宿泊先等は提案すること。
- ・①で実施する豪州コアサイクリスト向けのファムツアーに同行し、参加者や県内事業者からヒアリングを実施し、豪州コアサイクリストの体験等を活かしてブラッシュアップの上、提案すること。

③ 米豪サイクリスト誘客促進に向けた独自提案事項【任意】

上記①および②の必須提案事項と連動し、前述「1 事業の目的」に沿った本事業の効果を高め、米豪サイクリスト誘客促進に資する独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

例：米豪現地での愛媛県サイクリングPR、
米豪現地のサイクリング市場調査等

④ 参考：「コアサイクリスト」の主な定義

- 日常的にサイクリングを楽しみ、ライフスタイルとして定着
- 各種サイクリングイベントにも積極的に参加
- 旅行先でも基本的には自己所有の自転車を利用するが、観光地の特性などに応じて、人によってはE-BIKEなど様々なジャンルの自転車をレンタサイクルして堪能

(2) 経費の内訳

運營業務に係る一切の収支を計上すること。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、米豪サイクリスト誘客促進強化事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- 作成部数 紙媒体1部、電子媒体(DVD-R等)1部
- 提出先 愛媛県自転車新文化推進協会(事務局：愛媛県自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- (3) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (4) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (5) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 旅行業法など業法に関する許認可が必要な事業領域については、許認可を有する事業者と事業を実施するなど業法違反を絶対に起こさないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。